

平成十九年二月

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合
エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
三	協定の実施のための国内措置	四

一 概説

1 協定の成立経緯

(1) イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定（以下「イーター協定」という。）に係る政府間協議において、イーター事業が長期的かつ大規模な事業であることから、その実施に当たっては、安定的な基盤を有する国際機関の設立が必要であること及び設立される国際機関、その職員等が確実にその任務を遂行し得るためには、特権及び免除を享受することが不可欠であることが認識された。

(2) そのような認識を踏まえて、イーター協定の政府間協議において、特権及び免除の付与の方法並びに付与される特権及び免除の内容及び範囲についても同時に協議が行われた。

(3) 政府間協議の結果、イーター協定とは別途、特権及び免除に関する協定を作成することにつき交渉当事者間で合意し、平成十八年五月二十四日にブリュッセルで開催された第三回イーター閣僚級会合でこの協定の案文につき原則合意に至った。その後、同年十一月二十一日にバリにおいて、欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）、中国政府、インド政府、日本国政府、韓国政府及びロシア政府の代表者によりこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

我が国は、従来から、イーター工学設計活動等を通じてイーター事業の早期の実施に向けて積極的に貢献を行い、また、将来的なエネルギー源の確保等の観点から、イーター事業の成功裡の実施を重視している。この協定により、イーター協定に基づいて設立されるイーター国際核融合エネルギー機構等に対して、裁判権からの免除、強制執行の免除、直接税等の免除等の特権及び免除が付与され、イーター事業の共同による実施を確実に行うための環境が整備されることは、我が国にとって重要な意義を有する。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文二十九箇条及び末文から成り、その主要内容は、次のとおりである。

1 イーター国際核融合エネルギー機構の法人格（第一条）

イーター国際核融合エネルギー機構（以下「イーター機構」という。）は、国際法上の法人格（国又は国際機関と協定を締結する

能力を含む。)を有する。イーター機構は、法人格を有するものとし、加盟者の領域内において必要な法律上の能力を有する。

2 イーター機構の建物、公文書等の不可侵(第二条及び第三条)

イーター機構の建物、公文書等は、不可侵とする。

3 イーター機構の裁判権からの免除、強制執行の免除等(第四条)

イーター機構は、裁判権からの免除、強制執行の免除等を享受する。

4 イーター機構の公的な活動に係る直接税、関税等の免除(第五条及び第六条)

イーター機構並びにその財産及び収入については、イーター機構の公的な活動に関し、直接税、関税等を免除される。

5 イーター機構が送受する出版物等の配布に対する制限の禁止(第九条)

イーター機構が送付し、又はイーター機構に送付される出版物等の配布については、いかなる方法によっても制限してはならない。

6 イーター機構による資金、通貨等の受領等の自由(第十条)

イーター機構は、いかなる種類の資金、通貨、現金又は有価証券も受領し、及び保持することができる。

7 イーター機構の公用通信及び検閲の禁止(第十一条)

イーター機構は、その公用通信及びすべての書類の移送に関し、各締約者が他の国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を享受し、イーター機構の公用通信は、検閲してはならない。

8 イーター機構の職員の出入国に対する便宜(第十二条)

締約者は、イーター機構の職員について、その領域への入国、その領域における滞在又はその領域からの出国を容易にするためにすべての適当な措置をとる。

9 締約者の代表の特権及び免除(第十三条)

締約者の代表は、逮捕及び抑留の免除、任務の遂行上行った行為についての裁判権からの免除、公用の書類等の不可侵、出入国制限の免除等を享受する。

- 10 イーター機構の職員の特権及び免除（第十四条）
イーター機構の職員は、任務の遂行上行った行為についての裁判権からの免除、兵役に関する義務の免除、公用の書類等の不可侵、出入国制限の免除等を享受する。
- 11 イーター機構の事務局長の特権及び免除（第十五条）
イーター機構の事務局長は、イーター機構の職員が享受する特権及び免除のほか、同等の地位にある外交官に与えられる特権及び免除を享受する。
- 12 専門家の特権及び免除（第十六条）
専門家は、任務の遂行上行った行為についての裁判権からの免除、公用の書類等の不可侵等を享受する。
- 13 所得税の免除（第十七条）
イーター機構が支払う給料及び手当は、所得税を免除される。
- 14 社会保障機関に対する強制的な拠出の免除（第十九条）
イーター機構が独自の社会保障制度を設ける場合には、イーター機構、事務局長及び職員は、締約者又は接受国の社会保障機関に対するすべての強制的な拠出を免除される。
- 15 イーター機構等の免除の放棄（第二十一条）
理事会は、免除を引き続き享受することが正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除の放棄がイーター機構及び加盟者の利益に反するものではないと認める場合には、いかなる関連する免除も放棄する。
- 16 仲裁条項（第二十三条）
イーター機構は、書面による契約を締結する場合には、仲裁について規定することができる。
- 17 ユーラトムへの適用（第二十四条）
この協定は、ユーラトムを設立する条約に従って、当該条約が対象とする領域に適用し、ユーラトムの核融合計画に参加するブルガリア、ルーマニア及びスイスに適用する。

18 効力発生（第二十五条）

この協定は、中国、ユーラトム、インド、日本国、韓国及びロシアによるこの協定の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

19 加入（第二十六条）

加入は、加入書が寄託者に寄託された日に効力を生ずる。

20 有効期間（第二十七条）

この協定は、イーター協定と同一の有効期間を有する。

21 紛争解決（第二十八条）

この協定から又はこれに関連して締約者間又は締約者とイーター機構との間で生ずるいかなる問題も、協議、仲介又は仲裁その他の合意する手続によって解決する。

22 寄託者（第二十九条）

この協定の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。